一　道路の種類及び路線名
　一般国道四十二号
二　道路の位置
　三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字山根五十九番二地先から同町成川字川原畑五百四十二番七地先まで
三　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　河川管理者近畿地方整備局長　山田　邦博
　住所　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号
四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
　(一)　①特殊堤の改築、維持又は修繕
　②特殊堤及び道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕は、道路管理者と双方で実施する
　(二)　原則として(一)に係る部分の災害復旧
五　管理の期間
　平成二十八年三月七日から当該施設の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
綾部市安国寺町中縄手四〇番一地内	前	二三・八メートル～二八・二メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	二四・二メートル～四六・五メートル	〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	綾部市安国寺町中縄手四〇番一地内	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府船井郡京丹波町新水戸西浦四七番一から同町新水戸中垣内二五番まで	前	一四・四メートル～一九・〇四メートル	〇・一〇六キロメートル
	後	一四・四メートル～一九・〇四メートル	〇・一〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都府船井郡京丹波町新水戸西浦四七番一から同町新水戸中垣内二五番まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第六十九号

京都府道路公社が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
綾部市安国寺町中縄手四〇番一地内	前	六九・一三メートル～一二四・七四メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	六九・一三メートル～一二四・七四メートル	〇・〇一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所、京都府道路公社及び同公社管理事務所

○近畿地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二十三号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百六―一号南海東一号線
三　事業施行期間　自平成八年一月八日至平成二十九年九月三十日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博